業者各位

建設総務課長

請負工事で使用する提出書類の変更について

平成23年4月1日以降に契約(変更契約を含む。)を締結するものについて、建設工事請 負契約書が改正され、「請負者」が「受注者」に変更になります。

このことに伴い字句の改正、並びに請負工事で使用する様式の一部を見直し、各種提出書類の様式に『請負工事関係提出書類の様式(平成23年4月1日以降の入札公告分に適用)』を掲示しますので、平成23年4月1日以降契約の請負工事においては必ず新様式を使用下さい。なお、平成23年3月31日以前に契約の請負工事については、「請負者」を「受注者」と読み替えるものとし、当分の間、旧様式を使用できるものとします。

主な変更の概要

- ・建設工事請負契約書の改正に伴い「乙」及び「請負者」の表記を「受注者」に変更する。
- ・建設工事請負契約書の改正に伴い「契約書の甲」の表記を「発注者」に変更する。
- ・建設工事請負契約書の改正(第3条)に伴い、工程表の提出時期「5日以内」を「14日以内」に変更する。
- ・別記様式第15号事故発生報告書に【速報用、別紙シート】を追加する。
- ・提出書類一覧表の「変更工程表」を削除し別記様式第4号にて対応する。
- ・提出書類一覧表に「環境配慮確認書」、「建設リサイクル法関係」を追加する。
- ・提出書類一覧表の【提出時期】、【提出部数】、【備考】へ補足説明を追加する。